

兵庫県公報

平成20年 7月18日 金曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

目次

規 則	ページ
学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に係る補償基礎額等を定める規則の一部を改正する規則（職員課）.....	1

公布された法令のあらまし

●学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に係る補償基礎額等を定める規則の一部を改正する規則（規則第55号）

- 1 休業補償等の額の算定の基礎となる補償基礎額を改定することとした。
- 2 配偶者以外の扶養親族に係る補償基礎額の加算額を改定することとした。
- 3 長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の年齢階層ごとの最低限度額及び最高限度額を改定することとした。

規 則

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に係る補償基礎額等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 7月18日

兵庫県知事 井戸 敏 三

兵庫県規則第55号

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に係る補償基礎額等を定める規則の一部を改正する規則

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に係る補償基礎額等を定める規則（昭和51年兵庫県規則第84号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「200円（学校医等に扶養親族でない第1号に該当する者があつてはそのうち1人については217円、」を「217円（」に、「ない場合にあつては」を「ない場合にあつては、」に改める。

別表第1 学校医及び学校歯科医の補償基礎額の項中「5,880円」を「5,943円」に、「7,668円」を「7,720円」に改め、同表学校薬剤師の補償基礎額の項中「4,403円」を「4,455円」に、「5,295円」を「5,340円」に、「6,350円」を「6,368円」に改める。

別表第2 最低限度額の欄及び最高限度額の欄を次のように改める。

最低限度額	最高限度額
4,967円	13,511円
5,827円	13,721円
6,500円	16,392円
7,006円	20,072円
7,273円	22,646円
7,035円	24,157円

6,569円	24,380円
5,912円	23,892円
4,550円	21,110円
4,090円	14,353円
4,090円	13,511円

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に係る補償基礎額等を定める規則（以下「改正後の規則」という。）第2条第2項及び別表第1の規定は、平成19年4月1日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。
- 3 改正後の規則別表第2（年齢階層が35歳以上40歳未満、65歳以上70歳未満及び70歳以上である場合の最低限度額並びに年齢階層が35歳以上40歳未満、55歳以上60歳未満、60歳以上65歳未満及び65歳以上70歳未満である場合の最高限度額に係る部分を除く。）の規定は、平成20年4月1日以後に支給すべき事由が生じた休業補償及び年金たる補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた年金たる補償で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の休業補償及び年金たる補償の補償基礎額については、なお従前の例による。
- 4 改正後の規則別表第2（年齢階層が35歳以上40歳未満、65歳以上70歳未満及び70歳以上である場合の最低限度額並びに年齢階層が35歳以上40歳未満、55歳以上60歳未満、60歳以上65歳未満及び65歳以上70歳未満である場合の最高限度額に係る部分に限る。）の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支給すべき事由が生じた休業補償及び年金たる補償並びに施行日前に支給すべき事由が生じた年金たる補償で施行日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の休業補償及び年金たる補償の補償基礎額については、なお従前の例による。